

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとされています。

本市では、将来都市像を「みんなでつくる活力都市 住みたいまち 出水市」としてまちづくりを進めています。また、出水市健康増進計画「健康いずみ21」においても「こころの健康づくりの充実」を基本目標として、全ての市民が住み慣れた地域で楽しみや生きがいをもって自分らしく、共に支え合い、こころ豊かに暮らすことを目指しています。

このことを踏まえて、自殺対策は、自分自身と周囲の人のこころに耳を傾け、「気づき」「支援につなぎ」「見守る」体制を構築し、「こころ豊かにいのちを支えるまち～誰も自殺に追い込まれることのない出水市の実現～」を目指します。

また、各施策の展開に当たっては、市民、地域、関係機関、団体、学校、行政が連携・協働し、地域全体で自殺対策に取り組みます。

2 計画の基本方針

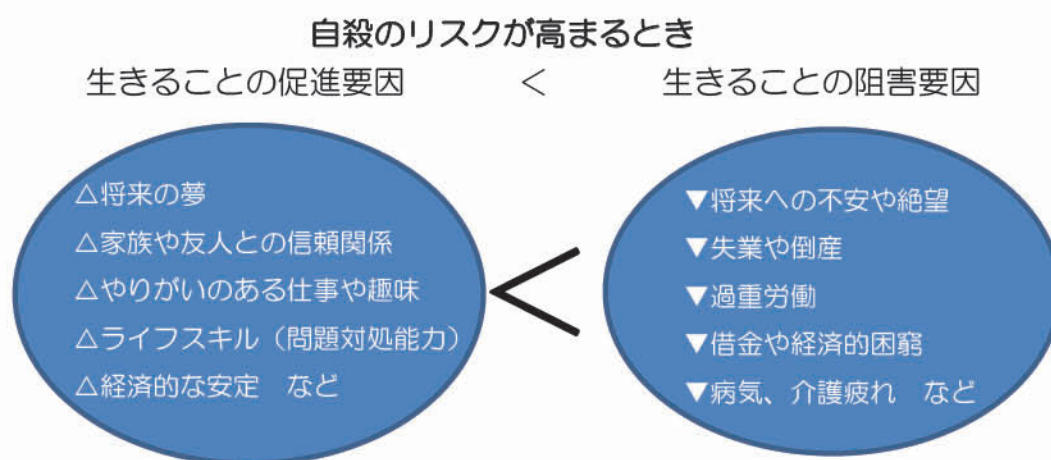
平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では、次の5つの基本方針に基づいて自殺対策を推進します。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策を生きるための包括的な支援として推進することが重要です。

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係などの「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や倒産、健康問題などの「生きることの阻害要因（自殺リスクの要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まると言われています。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。



(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策と人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等関連の分野においても同様に連携して取組が展開されています。今後、連携の効果を更に高めるためには、そうした様々な分野の生きる支援に当たる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

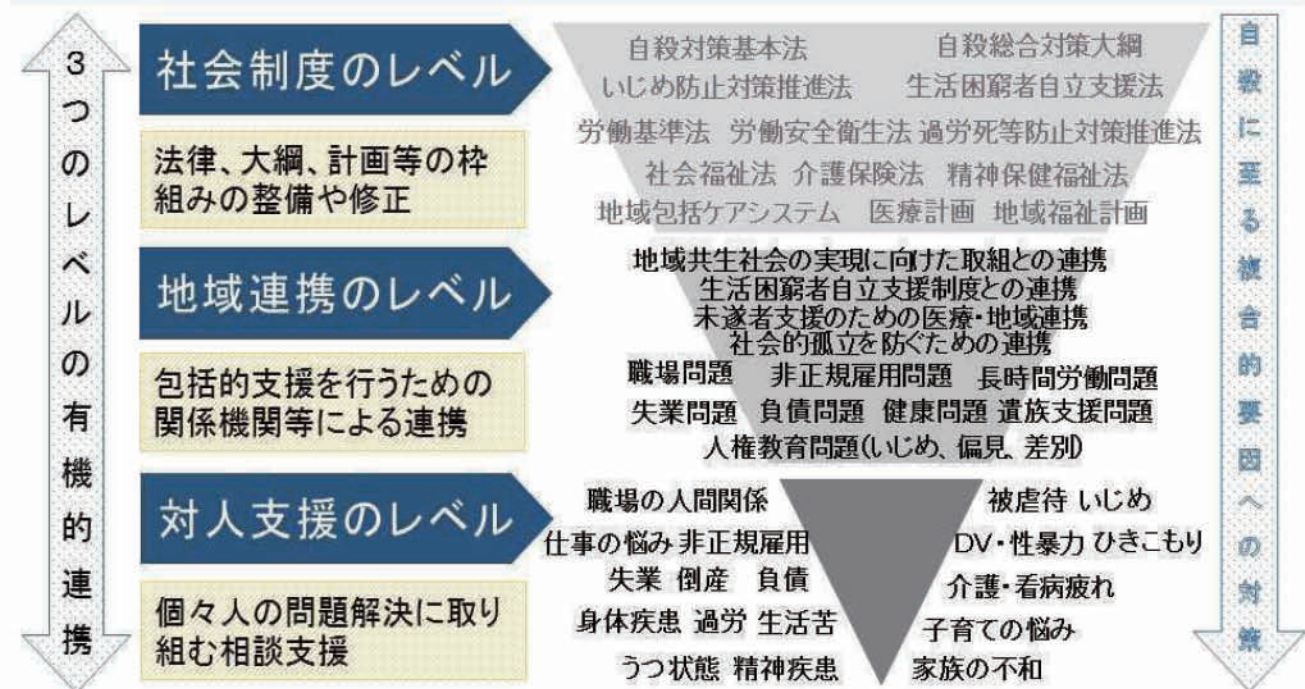
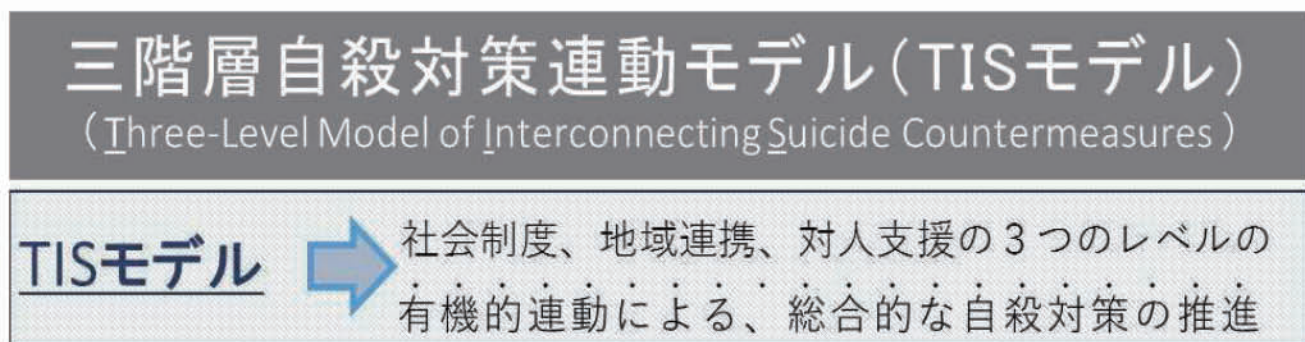
複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組を始めとした各種施策との連携を図ります。加えて、こうした支援の在り方は生活困窮者自立支援制度においても共通する部分が多いことから、その制度も含めて生きる支援に当たる人々が自殺対策の一翼を担っているという意義を共有し、一体的、効果的かつ効率的な施策の展開が重要です。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」に分けて考え、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的対応として自殺の危険性が低い段階の対応として行う普及啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合の「事後対応」という3つの段階に応じた効果的な施策を講じる必要があります。さらに、自殺の事前対応の前段階として、学校において児童・生徒を対象として「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要です。

これは、市民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、さらに「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。



資料：自殺総合対策推進センター

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が十分に理解されていないのが実情です。そうした心情や背景への理解を深めることと、危機に陥ったときに誰かに援助を求めることが適当であることが、地域全体の共通認識となるよう普及啓発していくことが重要です。

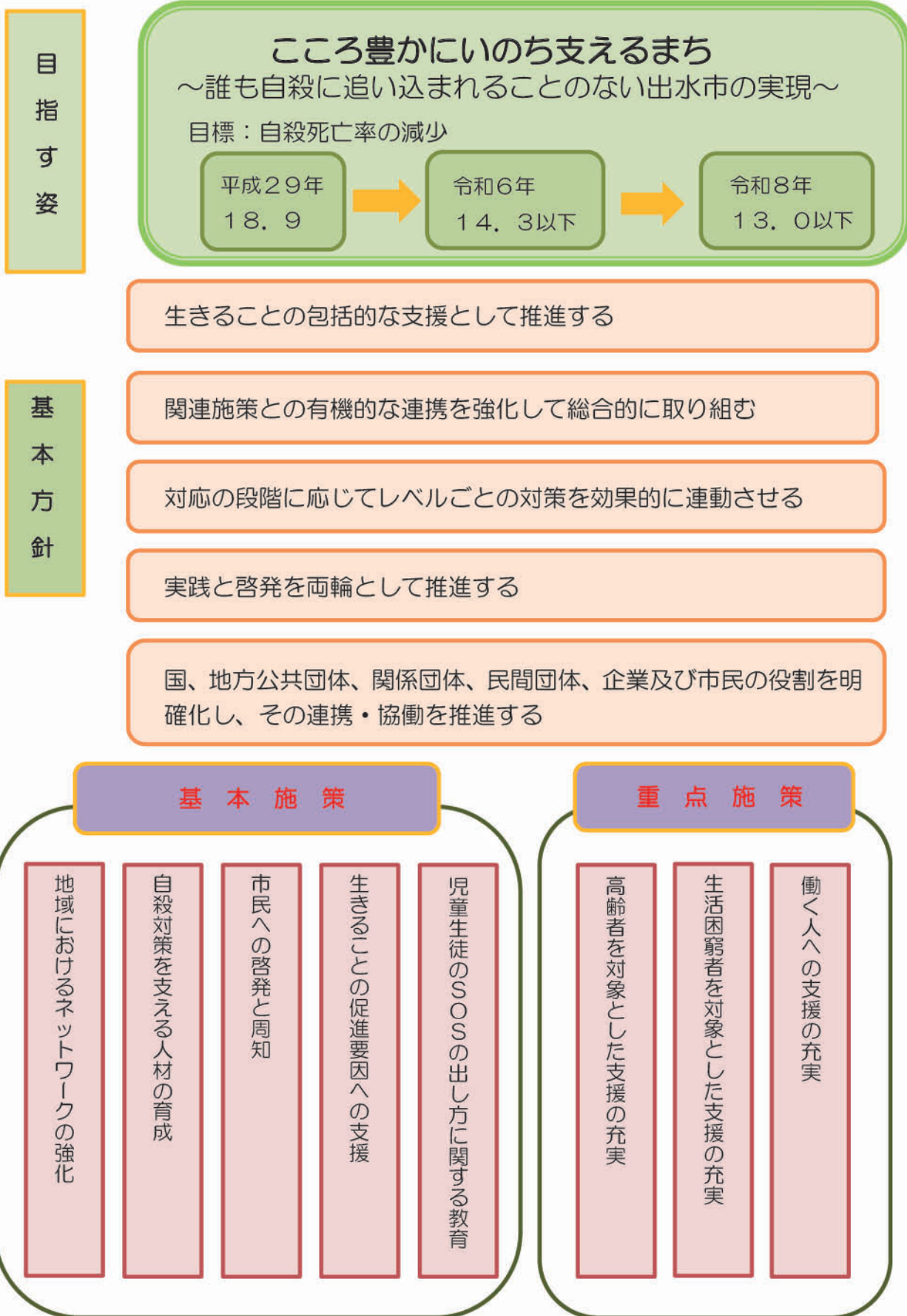
全ての市民が自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

(5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

自殺対策が最大限その効果を発揮するためには、国や県、他市町村、関係団体、民間団体、企業そして市民一人一人と連携・協働して、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

市民一人一人が「**自殺が社会全体の問題であり我が事であること**」を認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため主体的に自殺対策に取り組むことが必要です。

3 計画の施策体系



第1章 計画の策定に当たって

第2章 出水市における現状と課題

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 自殺対策における取組

第5章 自殺対策の推進体制

資料編